

令和 2 年 第 5 回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

令和 2 年 第 5 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和 2 年 5 月 28 日 (木) 午後 1 時 25 分 閉 会 令和 2 年 5 月 28 日 (木) 午後 1 時 51 分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	11	上 川 洋 一	出席
	2	高 野 孝 志	出席	12	北 井 清 春	欠席
	3	森 孝 之	出席	13	石 田 吉 光	出席
	4	高 橋 正 志	出席	14	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	15	小 野 公 志	出席
	6	渡 義 則	欠席	16	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	欠席	17	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	出席	18	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	19	浦 口 義 之	出席
10	熊 原 正 雄	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	小 嶋 将 史	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	8 番 新 井 裕 之 委員			15 番 小 野 公 志 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	報告第1号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について				全件報告承認
第 3	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について				全件確認済
第 4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について				許可相当
第 5	議案第3号	農用地利用集積計画の作成の要請について				全件原案可決
第 6	議案第4号	農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について				全件審査完了
第 7	議案第5号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について				原案可決
第 8	議案第6号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について				原案可決

(午後 1 時 2 5 分 開会)

◎開会宣言

○議長

ただいまから令和 2 年第 5 回共和町農業委員会総会を開催致します。
6 番 渡委員、7 番 森英雄委員、1 2 番 北井委員から欠席の申し出がなされております。
現在の出席委員数は 1 7 名で、定足数に達しており、総会は成立してございます。
次に、本総会に提出された議案については、お手元に配付した議案綴のとおり、報告 1 件、議案 6 件の合計 7 件でございます。
なお、本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 1 4 条の規定により、8 番 新井委員および 1 5 番 小野委員を指名致します。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題と致します。
事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は 4 件です。
(報告第 1 号を朗読)
報告のあった 4 法人は、法人要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。
よって、「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」は報告済と致します。

◎日程第 3 議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長

次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

○農地係長

今回の合意解約通知は 2 件です。
(議案第 1 号、議案書を朗読)
なお、補足ではありますが、今回の合意解約は、この後、議案第 3 号で審議をいただき、新規の基盤強化法による賃貸借案件として提案する予定でございます。

以上、この 2 件に係る通知の内容は、農地法の規定に基づき、引渡期限前 6 カ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。

- 議長 本案件の2番は、森孝之委員に関する件でございます。
会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により退席をお願い致します。
- (森孝之委員 退席)
- 議長 それでは、2番についてのみ、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
通知のあった合意解約の成立について異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していると確認致しました。
森孝之委員は着席願います。
(森孝之委員 入室)
- 議長 森孝之委員の案件については、合意解約が成立していると確認致しました。
(森孝之委員 着席)
- 議長 それでは、2番を除く全件について、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
通知のあった合意解約の成立について異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していると確認致しました。

◎日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。
- 農地係長 今回の申請は1件です。
(議案第2号、議案書を朗読)
申請内容は全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、「全部効率利用」、「農作業常時従事」、「下限面積」、「地域調和」、全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議はありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第5 議案第3号 「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 農地係長 今回は賃貸借11件、使用貸借1件の合計12件です。
- (議案第3号、議案書を朗読)
- 計画要請の内容は、基盤強化法で定めた基本構想に適合、農地の全部を効率的に利用、農作業の常時従事の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 利用権等設定の3番は、森孝之委員の親族および、川上委員に関する件でございます。
- 会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により退席をお願い致します。
- (森孝之委員、川上委員 退席)
- 議長 それでは、利用権等設定の3番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 森孝之委員、川上委員は着席願います。
- (森孝之委員、川上委員 入室)
- 議長 森孝之委員、川上委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (森孝之委員、川上委員 着席)
- 議長 次に、利用権等設定の5番は、高橋委員に関する件でございます。
- 会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により退席をお願い致します。
- (高橋委員 退席)
- 議長 それでは、利用権等設定の5番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 高橋委員は着席願います。
- (高橋委員 入室)
- 議長 高橋委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (高橋委員 着席)

○議長 それでは、利用権等設定の3番、5番を除く全件について、ご質疑を受けます。

（「質疑なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第6 議案第4号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について

○議長 次に、日程第6 議案第4号 「農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について」を議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長 農業者年金の旧制度の経営移譲年金、ならびに新制度の特例付加年金の受給者については、受給権者から提出される現況届の確認欄に会長の証明の上、農業者年金基金へ送付致しますが、経営再開いわゆる自ら耕作を行っていないなど、支給停止事由に該当していないことを確認するため、意見を求めるものでございます。今年度は、先週金曜日の5月22日から順次、受給者に対して、現況届の送付が開始されております。なお、経営移譲年金もしくは特例付加年金を受給している方で、農業経営を再開している、貸し付けの農地が返還された後、適正な処分をしていない場合は、年金が支給停止となるため、今、お話しした支給停止事由に該当しないかどうかを、農業委員会で確認し、提出された現況届の確認欄に会長が証明する必要がございます。経営移譲年金と特例付加年金の受給者の氏名は、10ページから14ページにかけて、地区ごとに記載をしております。現在の受給権者名簿の総数は93名ですが、最近亡くなられた方が1名おりましたので、名簿確認から除外となります。よって、総数は92名で、死亡や転出によって、昨年から13名の減でございます。ここで、委員の皆さんには、名簿に基づいて、担当地区の受給者が農業経営を再開していないこと、農地が適正に処分されていること、以上2点について確認をお願いしたいと存じます。説明は以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

（「質疑なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。それでは、受給権者名簿に基づき、支給停止事由に該当していないかの確認を致しますので、ここで暫時、休憩と致します。

【休憩 受給権者名簿確認 （13：43～13：45）】

○議長 休憩前に戻し、総会を再開致します。休憩中に、確認を終えておりますので、これより、採決致します。確認の結果、すべての受給権者が、支給停止事由に該当していないことに、異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長

異議なしと認めます。

よって、受給権者から提出される現況届は、支給停止事由に該当していないことを証明の上、農業者年金基金へ送付致します。

◎日程第7 議案第5号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

○議長

次に、日程第7 議案第5号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

議案第5号および、次の議案第6号の事務の実施状況等の公表については、農業委員会法に基づき、農業委員会が行わなければならない事務でありまして、国の通知に基づき、平成22年度から行っておりますが、平成28年度の制度改正によって、毎年6月30日までにインターネット等で公表するため、前年度の活動に対する点検・評価の結果について、承認を求めるものでございます。16ページ、「I 農業委員会の状況」から、23ページ、「VIII 事務の実施状況の公表等」まで、令和元年度、昨年4月から本年3月までの実績でありまして、以下、詳細は各ページに記載のとおりでございます。なお、承認後、来月5日までに電子データを全国農業会議所へ提出し、全国農業会議所のホームページにおいて公表することで、農業委員会法第37条の「情報の公表」の義務を果たしたことになります。説明は以上でございます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第8 議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

○議長

次に、日程第8 議案第6号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長

「前年度の活動の点検・評価」と併せて、インターネット等で公表するため、「新年度の目標とその達成に向けた活動計画」について、決定を求めるものでございます。25ページ、「I 農業委員会の状況」から、27ページ、「V 違反転用への適正な対応」まで、令和2年度における活動計画でありまして、以下、詳細は各ページに記載のとおりでございます。なお、決定後、「前年度の活動の点検・評価」とともに、6月5日までに、全国農業会議所のホームページで公表されます。最後に、大変恐れ入りますが、本年度も、本町農業委員会、独自の活動計画を作成しましたので、別冊の「活動計画」をご覧ください。北海道農業会議ならびに後志地方農業委員会連合会の事業計画との整合性を取って作成しております。今年度についても、大きな変更がなかったため、農業

情勢など、軽微な修正のみ行っております。内容の説明は、省略しますので、後ほど、ご一読願います。この計画を基に、農委系統組織の統一理念、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる」に沿った活動を進めてまいります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

（「質疑なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本総会に付議された案件は全て終了致しました。

よって、令和2年第5回共和町農業委員会総会を閉会致します。

（午後 1 時 5 1 分 閉会）

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、

会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 8 番 新 井 裕 之 印

議事録署名委員 1 5 番 小 野 公 志 印